

平成19年度

第10回 作手地域審議会

平成19年8月7日

新城市作手総合支所 第一会議室

13:30開会

会長あいさつ

会長

作手総合支所長あいさつ

河合総合支所長

議事録署名委員指名

神谷委員

斎藤委員

議題(1)総合計画に対する意見について

(新市まちづくり計画との整合性について)

事務局 ・第1次新城市総合計画 基本構想(案)について概要説明

会 長 この件につきまして何かご意見・ご質問はございますか。

委 員 この総合計画というのは、合併をしたから、何かの法律に基づいていつまでどんな内容を作らないといけないかということが1点。

現在の基本構想は、市役所の中の専門部会で作ったものを総合計画策定委員会で市役所としてオーソライズするというやり方ですね。この構想を策定する段階でワークショップ等に市役所以外の人が入っているかどうかということを知りたい。

それから、総合計画を策定する時に、どこかモデルの都市をおいておられるのかどうか、おいておられたら教えていただきたい。

それからマネジメントのこともいっぱいあるから、外部の方のご指導も受けていると思いますけども、入る前にアウトラインを知りたい。

事務局 まず最初の総合計画の位置づけということですが、1ページの下にその文章が書かれております。地方自治法の第2条第4項の規定に基づく基本構想を含む計画という言葉がありますが、この条項でもって全ての市町村は基本構想を定めて、それに基づいて行政を行わなければならないという規定があります。全ての市町村は基本構想を定めて、その基本構想を含む総合計画という形で持っています。作手につきましても平成12年度からの総合計画がありましたが、合併によってそれが無くなったという形になっております。

それから2つ目の、この構想の中に市民の意見が入っているかという話ですが、この構想を作るのと並行して、ワークショップを3回、市民アンケート、各種団体のヒヤリング等を行っております。その詳細については間もなくホームページにアップする予定ですが、実質的にこの原案を作るのと並行してありますので、全てそういった考え方が入っているのかということ、そう

とは言い切れない部分もあります。基本構想はこれで固まってしまったということではありませんので、市民アンケートの結果等を踏まえて基本構想や基本計画の中に市民意見を参考にしていきたいと思っております。

それからモデル都市があるかという質問ですが、先進的な市町村の総合計画の情報は愛知県から定期的に流れてきますので参考にしておりますが、今回の総合計画の流れとして、一番はやはり市長ヒヤリングです。7つの専門部会が今年の秋ぐらいからそれぞれ市長ヒヤリングを何回も繰り返しております。そういった中で具体的に市長とのミーティング、意見交換を通じて構成を考えてきております。特にこの基本構想については、総合専門部会が市長と詰めてきているという経緯があります。

最後のマネジメントサイクルですが、マネジメントサイクルというと三重県の元の北川知事が有名ですが、その考え方を取り入れていることは確かです。ただそれをどういう形で新城市に取り入れるかということで議論をしております。市民参加というのをこのマネジメントサイクルの中でどうやって取り入れていくのかというのを現在も考えております。具体的には基本計画等の中でお示ししていくという形になってくるかと思えます。

委員 いろいろありがとうございました。最初の地方自治法の関係のところですが、総合計画は新市になってから何年以内に作れというのはありますか。

事務局 その期間は特にありません。新城市の場合は、2年間、平成20年の3月議会の議決をいただくというスケジュールを決めて作っております。ちなみに岡崎市は、21年3月の議決ということで1年遅れで作っております。

会長 他にいかがですか。

委員 この間私市民のワークショップに参加しましたが、ファシリテーターを学生さんがやっていました。その学生さんは新城市のことをご存知ない沖縄の人で、そんな方たちが司会をしていました。どうして学生さんをファシリテーターにされたのかということとワークショップでは結論は出ないにしても過疎、少子高齢化、子育てとかこの非常に難しい問題を総合計画にどのように反映していくのかすごい疑問に思っていますので、その辺を教えてください。

事務局 総合計画を市民の皆さんに考えていただく一つの作業として市民ワークショップというのをやり、26人の方に参加していただきました。なぜ学生の方にやっていただいたかということについては、今まで新城市は、全体的なワークショップをやったという経験がありません。そんな中で、この大学が以前から鳳来で住民の方とワークショップを続けております関係で学生

にお願いしたという経緯です。なぜ市の職員がやらなかったかというのは、そういう経験がなかったからです。

あと内部的には、ワークショップというのが一つの手法だと考えています。ファシリテーターというのは意見をまとめるのではなくて、皆さんの意見を引き出していただくというのが役目です。そこで出てきた意見を参加者自身がまとめていくというものですので、学生にお願いしました。

今回は専門部会の職員も基本的な資料の説明しかなかったと思いますが、市の職員が司会をすると市への要望合戦になってしまうだろうということも想像しました。市の職員は参加者の共通認識を得るだけの話に留めて、あとは学生にお任せするという形にしました。結果については、もちろん大学の先生方もずっと後ろについておりましたので、既に分厚い報告書がきております。それで今大学の方と一緒に分析をしているということで内容については充分深めて計画の方に反映していけると考えております。

委員 中身のところで5ページですけれども、計画の期間ですが、基本構想11年間、基本計画それぞれ3つに分けて3、4年、実施計画も3、4年で、11年先の構想ということだけれども、よくこんな長いことできるなという気がします。なんで11年なの、5年か6年でやらないんですか。

ただ視覚として評価したいのは、市民参画と各行政における評価をちゃんとしていきたいという前向きな意図は好感を持てます。絵に描いた餅にならないように実効ある計画にするにはどうするのかということがポイントだと思います。

それから、基本計画と実施計画をどうして分けるのですか。基本計画は3年毎でもいいですが、実施計画は実行計画を1年としてあと2、3年は参考計画として、実行計画を予算執行計画と同じものにすると、その辺はどうですか。

事務局 基本構想の期間の話ですが、行政はとにかく中長期の計画を立てて、中長期の目標に向かってやっていくという計画性が大事だと思います。それが5年なのか10年なのかというのは分かりませんが、大体10年というのを一つの区切りで考えております。構想は、行政が進めていくことや市民とこういう形で進めていくということの理念を書いたものですので、10年ということに今回はさせていただきました。

基本計画の3年・4年・4年というのは、市長任期で完全に見直すということがありまして、そういう計画になっております。3年間のそこに挙がってきた事業というのは、財政計画とリンクさせます。これまでのものも単年では予算と当然リンクしているわけですが、単年ではなく3年間おきにリンクさせるというのが今回のミソです。

実施計画におきましても当然20年度事業、21年度事業、22年度事業

それぞれを示していくということで3年間ということになっております。当然計画が変われば実施計画も変わってくることにはなりますが、そういったことで今までは実施計画は、3年間分を示しておいて1年間ずつローリングしていくという考え方だったと思いますが、今回は3年分を示しながらローリングではなく入れ替えをし、取捨選択をするという形を採用するというところで今のところ進んでおります。

委員 10年なら10年と決めているならそれでやむを得ないと思いますが、今の実施計画のところですね、これは1年毎に見直すというのか、ローリングと入れ替えはどう違うのですか。

事務局 ローリングというのは、今までもいろいろな市町村、作手も新城も鳳来もそうだったと思いますが、基本的に今年度予算に計上できないものを次年度以降に送っていく方法です。今回の入れ替えというのは、その事業が果たしてこの目標を達成するのに必要な事業なのかどうなのかという取捨選択をしていくということでありまして。ローリングでいたずらに後ろに延ばしていくという事はしないという観点です。

委員 はい、分かりました。そっちの方がいいかもしれませんね。それで、3ヵ年計画で財政ともリンクさせるというように言われましたが、僕も財政とリンクさせないといけないと思うので、そういう風にやられるというなら非常にいいと思います。やられるということですね。

事務局 はい、今回の総合計画の中にもそういう文書がありますが、リンクさせるということですのでお願いします。

会長 他にありますか。

委員 基本構想を拝見させていただきまして、私もいろいろ総合計画の基本構想を見てきましたけど、実際作成に参加したこともありますが、非常に分かりやすいと思います。これが本当にこのようにうまくいけば、一般の市民の人たちもこれは、実際の目標があり、その成果があり、非常に分かりやすいものになっていくじゃないかという風に大いに期待をしております。

問題は、基本構想で決めた事を今度は実際に基本計画だとか実施計画でそれぞれ肉付けをしていくと思いますので、最後の実施計画までしっかりとそれぞれの地域の住民あるいは市民のニーズがどの辺にあるのかというのをよく掴んでいただいて、実際の仕事、実施計画でしっかりとやっていただければ、本当にいい計画が出来ていくと思います。

事務局 他にいかがですか。

それでは、ここに総合計画に対する意見書という用紙がありますが、先週から資料をいただいておりますが、今すぐ意見というのなかなか難しいと思いますので、自宅に帰られてよく読んで研究していただいて意見書として出していただくということはいかがでしょうか。

委員 今会長からご意見がありました。この位置づけの関係で、反映するところ、タイミング的によろしいのですか。

事務局 反映ではなくて、参考にさせていただくという事を選んでおります。多様な意見がありますので、全てを反映することは難しいと思います。

委員 なぜかと言うと、この構想案は4月にもう総合計画の審議会で提案されて、次は8月の中旬に検討されるということですが、総合計画について一番大事なのは、総合計画審議会でしょ、そこまでにフィードバックされなければ、言ってもしょうがないと思います。要するに、基本構想で大事なのは市民参画ですね、ワークショップでいろんな人の意見を聞くことは非常に大事な事だし、今までやってなかったとすれば前向きなことだからいいんだけど、たくさん意見出ますよね、そういう市民の意見をどうやって反映させていくかが大事だと思います。だから、今日意見を直接言うならいいけど、また紙に書いて出させるなんてやめて欲しいなあ、そのために審議会があるんだから、と僕は思うんですよ、この意見書を出すタイミングとしてはどうなんですか。

事務局 最初の説明で申し上げたように、審議会は12月までにあと7回程開いていきますが、この意見書は、3地区まとめて次の23日の審議会に全て提出いたしますので、15日までに総合支所の方に提出いただきたいと思います。なお、提出いただいた意見書をどう扱うかというのは総合計画審議会にお任せになりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員 スケジュール表をみると、主要事業調査はもう済んでいる訳ですか。

事務局 主要事業調査は5月から始まっている矢印になっておりますが、この平成20年度の予算編成に絡むものということで始まっております。それで今、この総合計画の期間に関わるものということで、各課から提出をいただいております。また、20年度に絡むものについては既に部長会議、経営会議等を終えて最終的な案がまとまりつつあります。今後8月、9月、10月でまとめながら、基本計画に生かしていくという形になります。

委 員　　そうですか。実際には、総合計画の21、22とかいう後の事業というのはまだまとまっていないということですか。

事務局　　はい。

委 員　　いつ頃それはできるのですか。

事務局　　事務局では、8月中に体系図、出てきたもののシートのまとめをやりたいと思っておりますが、9月末の審議会にはそういったものも提案していきたいと思っておりますので、その頃にははっきりしてくると思っております。

委 員　　できればある程度まとまった段階でお示しいただければありがたいと思います。

会 長　　他にはいかがですか。

それでは、確認ですが、新城市総合計画に係る策定スケジュールの地域審議会のところで8月の頭に少し矢印がありますが、地域審議会としてはここだけなんですか。

事務局　　まだいろいろ市民の意見を聞く機会はあると思いますが、今のところうちの方で予定しました基本構想についてどういう風にやっていこうかというのは、とりあえず8月の頭にご説明をするという話になっております。

また、30日に行った総合計画審議会の全ての資料があと数日でホームページにアップしますが、審議会にかけ次第、全ての資料を公表するというスタンスであります。先程の施策やシートについても具体的なものを全て出していきます。地域審議会として市長に意見を言う機能もあるかと思っておりますので、そういった形で出していただければと思いますし、また呼んでいただければいつでも来たいと思います。

会 長　　地域審議会の方でもしばらく関わりがあるという認識をもって、総合計画に対する意見書は8月15日まででよろしいですか。提出は地域振興課へということをお願いします。

他に無いようでしたら、次の議題に進めたいと思いますが、その前に5分ほど休憩を取りたいと思います。

(5分間休憩)

議題（２）新市まちづくり計画の進捗状況について

（平成１９年度予算反映状況の質問に対する回答）

事務局 新市まちづくり計画の進捗状況の平成１９年度予算反映状況の質問に対する回答を説明

会 長 前回、今後の見通し・計画の答えをいただいて、また意見を書かせていただいて、今回その回答をいただきましたが、再度意見ということですか。

事務局 次回の９月初旬の審議会に合わせるためには、一旦ここで切らせていただいて、この回答に対する関係をまとめさせていただいて、皆さんの答申とさせていただきますと思います。十分な回答になっていないところもあるかと思しますので、再度事務局の方で所管課に具体的に確認をしたいと思いますが、その辺を踏まえてこの１ヵ月で形にしたいと思います。

会 長 今日この回答に対して意見を求められているのか、それともこれが回答ということでもいい訳ですか。

事務局 これで回答とさせていただきますと思います。もし、どうしても足りない部分があれば、事務局の方で担当課に問合せします。ただ、１ヵ月という時間がありますので、どこまで答えられるか分かりませんが。

会 長 そうしますと今日一応の回答をいただいたということではありますが、納得できないとか、この辺りはまだという方については、今ここでおっしゃる方がいいのかな。

事務局 今日突然見ていただいたものですから、先程の総合計画と同じで１５日までに紙に書いて提出いただくか今口頭でも結構ですので、もう少し詳しいこととか、事業の方向性等答申に関するような提言的なものも言っていただければと思っています。

会 長 今日の審議会の時間と量のことを考えますと、どうしてもという方は言っていただいて、そうでない方はあとで地域振興課の方に足を運ぶなり文章を出すなりしていただきたいと思います。

委 員 いいですか。まず１４ページですが、小中学校の修学旅行の実施基準が県の準則に従うということだが、地方分権一括法で各市町村が要綱を定めることになっているので、その辺を間違いなく教育委員会へ言ってください。
それと、次の１５ページですが、私が実際、昔、新城市の某小学校を見た

時、何枚もガラスが割れておりました。非常に危険な状態であり、子供の安全に関する特にこういった破損箇所は早急に直す必要があると思います。ですから予備費的なものをある程度予算の中に設けて、こういった事態にすぐ対応できるようにお願いできたらと思っております。

それともう1点ですが、総合支所長の権限の件ですが、昨年村誌の特別展の準備で、釘とかネジ等が不足したため、急遽事務局に相談したが、決裁を回すためすぐには用意できないということで自腹を切った経緯があります。軽微な消耗品くらいはすぐその場で対応できたらと思いましたのでご配慮をお願いします。以上3点です。

委員 ちょっといいですか。

会長 はい、どうぞ。

委員 まちづくり基金については、どこに出ていますか。

事務局 まちづくり基金については、特別出てないです。ふるさと創生基金があった程度です。

委員 現在の積立額、これからの予定、その用途、それから、現在ふるさと創生基金を地域固有の事業に充当しているということですが、このまちづくり基金について、もし現在用途がはっきりしていないのであれば、ふるさと創生基金充当事業の中に市の一般財源でやるべきものが含まれておりますので、それにまちづくり基金を充当して地域の活性化あるいは固有事業の充実を図っていただきたいということ。

それから、総合支所の関係について、広報等で見たが、適切な組織、人員と書いてありますが、それはどのような形を想定しているのか。現在の形なのかあるいは違う形なのか、もし違うなら総合支所をどういう形で想定しているか計画を示していただきたい。

もう一点は、18、19年度に組織の機構改革を行ったが、合併当初と比べると職員は大幅に減少している。今後も減少していくのか、窓口業務だけになってしまうのではないかと、という住民の声もよく聞きます。そうすると合併当初の話とは全く違うので、その辺をはっきりしていただきたい。

それと、支所長権限について、現在どのような権限があるかということとは先程の話でよく分かりましたが、支所全体を指揮監督する権限はないということに理解したが、そういうことでいいのか。例えば、予算、決裁等全く無いのかどうか、その辺をよく教えていただきたい。

それと、庁舎建設が新聞等に出ておりましたが、支所のあり方、本庁のあり方等によって庁舎のあり方も総合計画に関連してくることなので、事前に

審議委員に教えていただきたいということ。

それと、過疎・辺地債についてですが、予算大綱の中に辺地・過疎債を6億1,450万円計上と書いてあるが正しい数字なのか。光ファイバ事業は過疎債だと思いますが、この中に入っているのか甚だ疑問であります。3地区の配分は一体どのようにやるのか、バランスある事業配分をするということですが、果たしてそうなっているかどうか。よく分かりませんのでその辺のこともお願いしたい。

事務局 総合支所の扱いですが、作手総合支所の職員も減少しており、事務も本庁集約になっているものもいくつかありますので、住民サービスの低下にならないような形がいいか今後10年以内には検討をしていきます。

それから支所長権限ですが、課長レベルで決裁ができるものは結構ありますが、部長権限というものが本庁、総合支所通しましてもあまり無いことは確かです。現実的には本庁・支所の縦割りの体系となっており、決裁は支所長へは合議という形で回ってきます。総合支所全体の事業を取りまとめるというところまでは至っておりません。

申し遅れましたが、一つご連絡をさせていただきたいと思います。村誌編さん事業については計画どおり順調に進んでおります。去る7月25日に業者選定を行い、今年度一杯で資料編を刊行するよう進めております。次年度以降につきましても21年度に本編を作成して終了ということで進んでおります。

委員 要は、その場その場でというようなことではなくて、総合支所が少なくともどういう形がいいかということを示しておいていただかないととても心配ではないかという事です。支所長は、少なくとも作手総合支所の支所長という冠が付いている以上、ある程度の権限と責任を持っていただいて、作手地域の振興に寄与していただくような組織にさせていただきたいというのが要望でございます。

事務局 今日、企画課の職員も来ておりますので機構改革のことも充分頭に入れていただいていると思います。

委員 それでは印象だけ。後で紙に書いて出します。1ページから3ページですが、森林政策課の回答は非常に私にとってたるいです。鳳来の方からも非常に危機感を持って質問されていますが、同感です。

それから、16ページの図書情報ネットワークですが、平成23年の運用開始を目指していると書いてありますが、23年とは何年先ですかね。遅いなあというのが印象ですね。図書館は情報の一つの大きな場所でもあるし、交流の場でもあるし、情報ネットワークの方でも今度ケーブルネットワーク

をやろうとしているんだけど、旧新城は立派な図書館やまちかど情報センターもあって非常に便利だけど、作手の人がどれだけ利用できるのかね。印象です。

会 長 他にいかがですか。

委 員 光ファイバ事業の関係ですが、元々は県が三河山間高速情報ネットワーク事業ということで研究してきたことと承知しておりますが、今回新城市がやるということですが、設楽、東栄等はどういう状況になっていますか。

それと12月までの契約者については、受益者負担は無しという話だそうですが、なんで12月までですか。例えば、引き込み工事等の費用は誰が負担するのか、それから高齢者等に対しても平等に地域情報の供給が可能になるという話ですが、例えば、福祉、健康管理、在宅看護、緊急情報、教育関係等具体的に何をいつ頃から実施する予定なのか、それから、宅内工事はいつ頃からかかるのか、それぞれの地域別に大体いつ頃からやっていくのか、ある程度具体的にしていきたい。

それと携帯電話はどういう風に進めていくつもりなのか、早急にやっていただきたい。

それからもう1点、作中の体育館の話ですが、去年の第4回の地域審議会では、18年度耐力度調査、19年度実施設計、20年度工事予定でもう既に危険度が高いということを想定した説明を受けておりますが、今どうなっておるのか、要するに19年度何も変わらないということは、その時の説明は一体何だったのかな。

それから、山村交流施設は、財政状況から計画通りは困難と説明されたが、じゃあ一体どうするのか。方向性を示していただきたい。

それから副市長について、2人ということでしたが、条例定数は1と議会で決めたようですが、予算はどうなっているのかお伺いしたい。普通だと減額補正するのが当たり前で、そのお金は他のものに使っていくことだと思いますので、もし今あるとすればそれでいいのかなあという気がします。

事務局 CATVの件ですが、軒先までの引き込み工事は市が負担しますが、その他詳細については市が出している「ハイウェーだより」という情報紙や市民からの質問をまとめたものがありますので、それをご覧いただくことで回答に替えさせていただいてよろしいでしょうか。特にこの答申の中に関係するのが三河山間地域情報基盤整備事業のこととか保健・衛生、教育関係のシステムがどういう風に入るのかというのは答申にも関係してきますので、また別に答えさせていただきたいと思います。

それから、中学校の体育館の関係ですが、去年の地域審議会で当時の教育

課長がそのように答えたと思いますが、体育館の耐震の検査では、結果としてはOKだったと。施設としてある一定の地震には耐えられるという結果が出ました。ですから、市の教育委員会としては現在雨漏りがひどいもんですから、修繕等で考えていこうということになっています。

委員 体育館のことはいいとしまして、回答の中で公平性の名の下にやはり合併前の3市町村が行っていたいろいろな事業というものが無くなっていくという傾向に不満を覚えます。総合計画の中で基本となるのは、やはり地域の分権だと思います。ですから、地域の独自性が今の段階で段々無くなっていったら、果たしてこの総合計画の中で本当に地域の分権ができるのかということに疑問に思います。総合計画もそうですが現時点も地域の特性を考慮しながら事業を推進していってほしいと思います。

会長 他にはいかがですか。

一つ私からいいですかね。ケーブルテレビの高齢者世帯のことですが、新城市は高齢者が非常に多いという状況の中でケーブルテレビ事業を進めています。現実的には負担は掛からないと考えてよろしいですか。

事務局 当然、基本料金は掛かってきます。

会長 掛かりますよね。それで、今高齢者の一人暮らしの方が随分多いですね。そういった方たちにどうやって説明するのか質問したんですけど、受付と相談会を実施して公民館などでやると、公民館や相談会に行けない方はケアマネージャーがやると、その間に入った方たちはどうなるんですかね。ケアマネージャーのお世話になるほどではない、公民館に行く足もないと、もう一つ問題なのが、わしはそこまで生きてないという考え方もあります。そういう方たちにどういう風に分かっていただくのかなと思います。

事務局 ケアマネージャーの話というのは、虹の里のケアマネージャーの方本人からよくそういう話を聞いたということで、じょうほう課としてはそういう方を対象にしようというのがあったと思います。今会長が言われるような中間の方の対応というのはじょうほう課でないと分かりません。

会長 最終的には、全市的に広げるためには戸別訪問もしていかないとだと思います。今一生懸命やっているのは分かりますが、それこそデジタルデバイドの大きな例になってしまおうと思います。難しいから分からない。チラシも全員が全員まんべんなく読むということもない。「ケーブルテレビ」という横文字だけで自分には関係ないと思ってしまう人もいると思う。全市的に取り組むならもう少し考えないと。

事務局 先ほどの中間の方の件については、じょうほう課に話をしておきます。

会 長 他にいかがですか。

それでは、今まで出たものに対しては考えていただくということ、それからまだ追加で意見を出したいという方は文書なり、またこちらに足を運ぶなりしていただいて、期日は8月15日を目途にお願いします。

それでは、議題は済みにして報告の方に入ります。

・報告 「めざせ明日のまちづくり事業」地域審議会委員アンケート調査結果について

事務局 「めざせ明日のまちづくり事業」地域審議会委員アンケート調査結果について詳細は各自ご確認ください。

事務局としては、この結果を参考に次の事業に向けて精査していきたいと思っています。

・その他

事務局 9月上旬を予定しておりますが、3日から7日までで調整をお願いします。会長、副会長の都合で決めさせていただいてもよろしいでしょうか。

会 長 どうしても都合の悪い日はありますか。

事務局 それでは、9月5日（水）13時30分から第1会議室をお願いします。

会 長 これで第10回作手地域審議会を終わります。ありがとうございました。

16：25閉会